お名前	組合員コード	支所名	コース名	班 No.	班コード
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN 様	12345678	503 第３支所NNNN	1234	123	1234-567

004105-1-02

重要

大阪よどがわ市民生活協同組合からの 2019年度 出資配当金・利用割戻金・出資金残高のお知らせ

よどがわ市民生協に出資いただきましてありがとうございます。
6月16日の通常総代会で2019年度で得られた剰余金の一部を出資配当金と利用割戻金としてお返しすることが決まりましたのでお知らせいたします。

なお、出資配当金ならびに利用割戻金は、出資金への振替をお願いしています。
その場合、手続き・ご連絡などは不要です、詳細は裏面をご覧ください。

出資金の払い戻しについて

※各種手続きは組合員ご本人さまに限ります。※商品代金などの未払金がある場合、減資・脱退はできません。
※払い戻し日が金融機関休業日の場合、翌営業日となります。

1 脱退による払い戻しは、以下の通りです。

脱退の種類	脱退届の受付期間	出資金払い戻し日
法定脱退	毎月20日まで	翌々月末日
自由脱退	毎年12月20日まで	翌年3月22日

・法定脱退とは、エリア外転居、組合員死亡による脱退です。
・自由脱退とは、法定脱退以外の脱退です。

2 出資金を減らす時（減資）にはお願いがあります。

出資金は預貯金とは違い、自由に出し入れができませんのでご注意ください。出資金の現在高が10万円以上ある、4万2千円以上を残す、積立増資に参加することです。

減資届の受付期間	出資金払い戻し日
12月21日～6月20日	9月5日
6月21日～12月20日	翌年3月5日

3 その他のお知らせ

・出資金の1人あたりの上限は100万円と定めています。

- 出資配当金、利用割戻金及び出資金への振替について
- 出資金残高について
- 積立増資について
- 出資金について

裏面をご覧ください

出資金振替の場合、手続き・ご連絡などは不要です。

保存版 再発行できませんので、保存してください。

YOD-0.0.00000.00000
YOD-0.0.00000.00000
YOD-15-001-001

00-000001

01-01-03

02-004001-1

(1-415-06-20-01/10)